

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年 3月14日

事業実施主体

更別村農業協同組合

代表理事組合長 若園則明



1. 一般競争入札に付する事項

(1) 事業主体：更別村農業協同組合

(2) 補助事業名：平成30年度 産地パワーアップ事業

(3) 物品名：馬鈴しょ用スチールコンテナ（組立式）

(4) 物品概要：

①基数 2,850基

②仕様

・寸法：外寸 高さ1410mm×幅1700mm×奥行き1100mm

内寸 高さ1310mm×幅1600mm×奥行き970mm仕様

・重量：組単位 120kg±0.5kg

パーツ別 底板48.50kg 大枠21.50kg 小枠14.00kg

・鋼材：クロムフリー（六価クロムを含まないもの）

※防錆性の面からペンタインBもしくは同等性質の鋼材を推奨する

・塗装：指定の識別塗装、ネーム塗装処理を行う

注意) 馬鈴薯と接する面に塗装しないこと、またネットへの塗料付着がないこと

※詳細は落札後打合せにて決定

・ネット：PEカーボン入り 15mm四方の網目

・その他：底板リブ付き平鉄、段付けピン外側ワッシャー（内外補強、内側ナット）、

大枠接合金具位置は端から55mm、フォークガイド位置は端から190mmで280mm幅

(5) 納入場所：

更別村農業協同組合 馬鈴しょ集出荷貯蔵施設（更別村字更別北1線96-1）

(6) 納期：平成31年8月31日

(7) 売買契約締結：売買契約書および約款をもって速やかに締結する。

なお、落札した請負者が暴力団の関係者であることが判明した場合は契約できない。

(8) 入札事項：納入金額

2. 一般競争入札参加資格

一般競争入札参加希望者は、単体企業、特定または経常建設共同企業体であって、単体企業の要件は(1)および(3)、特定または経常建設共同企業体の要件は(2)および(3)とする。

(1) 基本条件

① 予算決算および会計令（以下「予決令」という。）第70条および第71条の規定に該当しない者であること。別紙の「申立書」の提出を行う者であること。

② 経常利益が直近3ヶ年間連続赤字ではない者であること。

③ 直近年度の「経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書」の総合評点Pが649点以上であること。

④ 申請書および資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当該契約の履行地域について、農林水産省の機関又は地方公共団体ならびにその関係機関、国土交通省北海道開発局から工事請負契約に係る指名停止の措置等を受けていないこと。

⑤ 過去に会社更生および民事再生の手続きを行ったことがないこと。

* 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたものであって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

3. 入札手続等

(1) 担当窓口

名称：更別村農業協同組合 営農部

住所：河西郡更別村字更別南2線92番地

電話：0155-52-2120

担当者：営農部 部長 内海 誠

(2) 一般競争入札説明書および関係書類の交付期間、場所および方法

ア. 期間：平成31年3月14日(木)15時 ~ 平成31年3月28日(木)12時

イ. 場所：更別村農業協同組合 営農部

ウ. 電話：0155-52-2120

エ. 方法：当該場所にて資料配布

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）および一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間、場所および方法

ア. 期間：平成31年3月14日(木)15時 ~ 平成31年3月28日(木)12時

イ. 場所：更別村農業協同組合 営農部

ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

(4) 入札参加資格確認通知書（仕様書提出後）の通知日時および方法

ア. 日時：平成31年3月28日(火) 17時まで

イ. 方法：書面（FAX送信）をもって通知する。

(5) 一般競争入札の日時、場所および方法

ア. 日時：平成31年4月4日(木) 午前10時

イ. 場所：更別村農業協同組合 本所事務所 2階会議室

ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

4. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行なった入札、申請書または資料に虚偽の記載をした者、入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、または、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

6. 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、当事業主体に対し苦情申立てを行うことができる。

7. その他

(1) 談合情報に対する対応

ア. 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取および工事費内訳書の徴取ならびに公正取引委員会への通報を行うことがあること。

イ. 談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがあること。

ウ. 契約締結後に談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあること。

(2) 注意事項

入札執行が完了するまでの間、農協等への本件に関する面談または電話等は一切認めない。

受注済みの別件工事等に関する連絡等、特に用件がある場合は事前に申し出、承認を得ることとする。

(3) 詳細は一般競争入札説明書および関係書類による。

以上